

令和2年11月30日

社会福祉法人福生市社会福祉協議会
会長 秋山美左江

新型コロナウイルスによる感染症に対する社協が主催するイベント等に
関する取扱方針の変更について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から「11月末までの催物の開催制限について」（令和2年9月11日事務連絡）について、同室から令和2年11月12日付けで「12月1日以降の催物の開催制限について、基本的に当面来年2月末まで現在の取扱を維持する」旨の事務連絡が発出されたことから、令和2年2月27日に定めた「新型コロナウイルスによる感染症に対する社協が主催するイベント等に関する取扱方針」について、国、東京都、福生市等が発した方針を踏まえ、次の表のとおり「適用期間」について変更する。

現行	変更後
1 省略	1 省略
2 省略	2 省略
3 省略	3 省略
4 適用期間 本方針の適用は、令和2年2月26日から令和2年11月30日までとする。ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。	4 適用期間 本方針の適用は、令和2年2月26日から令和3年2月28日までとする。ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。

附 則

本方針の変更は、令和2年11月30日から施行し、同月12日から適用する。